

別表第 6 (第 15 条関係)

(1) 有害物質に係る排出基準

有害物質の種類	許容限度(以下)
カドミウムおよびその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.01 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよび E P Nに限る。)	検出されないこと
鉛およびその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム
砒素およびその化合物	1 リットルにつき砒素 0.05 ミリグラム
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないことミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレンおよびその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素およびその化合物	1 リットルにつきほう素 2 ミリグラム
弗素およびその化合物	1 リットルにつき弗素 8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
アンチモン	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム
フェノール類	1 リットルにつき 1 ミリグラム

備考

- 1 排水口が 2 つ以上ある場合は、それぞれの排水口ごとにこの基準を適用する。
- 2 「検出されないこと」とは、付表の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 有害物質以外のものに係る排水基準

ア 既設の工場等で有害物質以外のものに係る排水基準

区分	1日の平均的な 排出水の総量 (単位：立方メー トル)	項目および許容限度											摘要	
		水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	ノルマルヘキサ抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	ノルマルヘキサ抽出物質含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	銅含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	亜鉛含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	溶解性鉄含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	溶解性マンガン含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	クロム含有量(単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)
製 造 業	食料品製 造業(弁当 製造業を 除く。)	10以上30未満	6.0	100	100	90	5	20	1	1	10	10	0.1	排水先の公 共用水域に おいて、人 の健康また は生活環境 に支障をき たすような 温度の変化 をもたらさ ないことお よび色、臭 気を帯びて
		30以上50未満	以上	70	70	90								
		50以上1,000未満	8.5 以下	50	50	70								
		1,000以上		40	40	70								
	弁当製造 業	10以上30未満		90	90	90								
		30以上50未満		70	70	90								
		50以上1,000未満		50	50	70								
		1,000以上		40	40	70								
	繊維工業	10以上30未満		80	80	90								
		30以上50未満		60	60	90								

		50 以上 1,000 未満	50	50	70																
		1,000 以上	40	40	70																
	化学工業 (ゼラチン 製造業を 除く。)	10 以上 30 未満	70	70	90																
		30 以上 50 未満	40	40	90																
		50 以上 1,000 未満	30	30	70																
		1,000 以上	20	20	70																
	ゼラチン 製造業および紙製 造 業	10 以上 30 未満	70	70	90																
		30 以上 50 未満	50	50	90																
		50 以上 1,000 未満	40	40	70																
		1,000 以上	30	30	70																
	その他の 製造業	10 以上 30 未満	70	70	90																
		30 以上 50 未満	40	40	90																
		50 以上 1,000 未満	30	30	70																
		1,000 以上	20	20	70																
そ の 他 の 業 種 等	畜産農業 またはサービス業 に係る豚房、牛房、 馬房	10 以上	120	120	150																
	し尿処理 施設(し尿 浄化槽を 除く。)	10 以上	30	30	70																
	し尿浄化 槽(し尿浄化槽のみ を設置す る工場等 に限る。)	10 以上	20	20	60																
	下水道終 末処理施 設	10 以上	20	20	70																
		10 以上 30 未満	90	90	90																
		30 以上 50 未満	70	70	90																
その他の 特定工場	50 以上 1,000 未満	50	50	70																	
	1,000 以上	40	40	70																	

備考

- この表に掲げる排水基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日において、

現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場等に係る排水水について適用する。ただし、当該工場等に係る排水水について、第2号に定める日前に別表第6の(2)のイの表に掲げる排水基準または水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年滋賀県条例第58号)別表第2第2項の表に掲げる排水基準が適用されている場合にあっては、この表に掲げる排水基準は適用せず、別表第6の(2)のイの表に掲げる排水基準を適用する。

(1) 平成18年9月29日(以下「基準日」という。)において汚水発生施設である施設 基準日

(2) 基準日後に汚水発生施設となった施設 汚水発生施設となった日

- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が10立方メートル以上である特定工場等について適用する。
- 3 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては、日間平均値とする。
- 4 建築基準法施行令第32条第1項の規定により、特定行政庁が特に衛生上支障があると認めて指定した区域外において設置した工場等(し尿浄化槽のみを設置するものに限る。)に係る排水水については、この表のその他の業種等の部し尿浄化槽の項生物化学的酸素要求量および化学的酸素要求量の欄中「20」とあるのは「60」と読み替えて適用する。
- 5 建築基準法施行令第32条第1項に規定する算定方法により算定した処理対象人員(以下「し尿浄化槽処理対象人員」という。)が101以上500人以下のし尿浄化槽のみを設置する工場等に係る排水水については、この表のその他の業種等の部し尿浄化槽の項生物化学的酸素要求量および化学的酸素要求量の欄中「20」とあるのは「30」と読み替えて適用する。ただし、当該施設を昭和51年6月30日までに設置した場合(同日までに当該施設に係る建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。))の規定による確認申請もしくは同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の通知または浄化槽法(昭和58年法律第43号)附則第12条の規定による改正前の廃棄物の処理および清掃に関する法律第8条第1項の届出をした者を含む。)およびし尿浄化槽処理対象人員が51人以上100人以下のし尿浄化槽のみを設置する場合にあっては、この表のその他の業種等の部し尿浄化槽の項生物化学的酸素要求量および化学的酸素要求量の欄中「20」とあるのは「60」と読み替えて適用する。
- 6 製造業に係る汚水発生施設を有する工場等でその他の業種等に係る汚水発生施設を有するものの排水水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- 7 この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場等に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 8 この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場等に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

イ 新設の工場等で有害物質以外のものに係る排水基準

区分	1日の平均的な 排出水の総量 (単位：立方メートル)	項目および許容限度													摘要
		水素イオン濃度（水素指数）	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位1リットルにつきミリグラム）（鉱油類含有量）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位1リットルにつきミリグラム）（動植物油脂類含有量）	銅含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	亜鉛含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	溶解性鉄含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	溶解性マンガン含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	クロム含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）		
製 造 業	食料品製 造業（弁当 製造業を 除く。）	10以上30未満	6.0	60	60	90	5	20	1	1	10	10	0.1	3,000	排水先の 公共用水域 において、 人の健康ま たは生活環 境に支障を きたすよう な温度の変 化をもたら さないこと および色、 臭気を帯び ていないこ
	弁当製造 業	30以上50未満	以上	50	50	90	5	20	1	1	10	10	0.1	3,000	
		50以上1,000未満	8.5	40	40	70									
		1,000以上	以下	30	30	70									
		10以上30未満		30	30	90									
	繊維工業	30以上50未満		30	30	90	5	20	1	1	10	10	0.1	3,000	
		50以上1,000未満		30	30	70									
		1,000以上		30	30	70									
	繊維工業	10以上30未満		60	60	90	5	20	1	1	10	10	0.1	3,000	
		30以上50未満		50	50	90									
		50以上1,000未満		40	40	70									

		1,000 以上		30	30	30														
--	--	----------	--	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表に掲げる排水基準は、別表第 6 の(2)のアの表備考 1 各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日後において、その施設を設置する者の当該施設を設置する工場等に係る排水水について適用する。ただし、当該工場等に係る排水水について、当該施設を設置する際に別表第 6 の(2)のアの表に掲げる排水基準または水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例別表第 2 第 2 項の表に掲げる排水基準が適用されている場合にあっては、この表に掲げる排水基準は適用せず、別表第 6 の(2)のアの表に掲げる排水基準を適用する。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水水の量が 10 立方メートル以上である特定工場について適用する。
- 3 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては、日間平均値とする。
- 4 製造業に係る汚水発生施設を有する工場等でその他の業種等に係る汚水発生施設を有するものの排水水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- 5 この表の製造業に係る区分のうち 2 以上の区分に属する工場等に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 6 この表のその他の業種等に係る区分のうち 2 以上の区分に属する工場等に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

(3) 窒素および燐の排水基準

区分		1日の平均的な 排出水の総量	項目および許容限度			
			既設		新設	
			窒素 (mg/L)	燐 (mg/L)	窒素 (mg/L)	燐 (mg/L)
製造業	食料品製造業 (弁当製造業 を除く)	10m ³ 以上 30m ³ 未満	40	8	30	2
		30m ³ 以上 50m ³ 未満	25	4	20	2
		50m ³ 以上 1000m ³ 未満	20	3	12	1.5
		1000m ³ 以上	15	2	10	1
	弁当製造業	10m ³ 以上 30m ³ 未満	60	8	45	6
		30m ³ 以上 50m ³ 未満	30	5	25	4
		50m ³ 以上 1000m ³ 未満	25	5	20	3
		1000m ³ 以上	20	3	20	2
	繊維工業	10m ³ 以上 30m ³ 未満	40	6	30	2
		30m ³ 以上 50m ³ 未満	15	2	12	1.2
		50m ³ 以上 1000m ³ 未満	12	1.5	8	0.8
		1000m ³ 以上	10	1	8	0.5
	化学工業(ゼラ チン製造業を 除く。)	10m ³ 以上 30m ³ 未満	20	5	15	2
		30m ³ 以上 50m ³ 未満	12	2	10	1.2
		50m ³ 以上 1000m ³ 未満	10	1.5	8	0.8
		1000m ³ 以上	8	1	8	0.5
	ゼラチン製造 業	10m ³ 以上 30m ³ 未満	20	5	15	2
		30m ³ 以上 50m ³ 未満	20	2	15	1.2
		50m ³ 以上 1000m ³ 未満	15	1.5	10	0.8
		1000m ³ 以上	12	1	10	0.5
	その他の製造 業	10m ³ 以上 30m ³ 未満	40	2	20	2
		30m ³ 以上 50m ³ 未満	15	1.5	12	1
		50m ³ 以上 1000m ³ 未満	12	1.2	8	0.6
		1000m ³ 以上	8	0.8	8	0.5
	畜産農業また はサービス業 に係る豚房、牛 房、馬房	10m ³ 以上	80	25(サービ ス業に係 るものに あっては、 16)	45	15
	し尿処理施設 (し尿浄化槽 を除く。)	10m ³ 以上	20	2	10	1

し尿浄化槽（し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。）	10m ³ 以上	20	5	20	5
下水道終末処理施設	10m ³ 以上	20	1	20	0.5
その他の特定工場等	10m ³ 以上 30m ³ 未満	60	8	45	6
	30m ³ 以上 50m ³ 未満	30	5	25	4
	50m ³ 以上 1000m ³ 未満	25	5	20	3
	1000m ³ 以上	20	5	20	2

備考

- 1 既設の欄に掲げる排水基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日において、現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している特定工場に係る排水について適用する。ただし、当該特定工場等に係る排水について、当該各号に定める日前に新設の欄に掲げる排水基準または滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則（昭和55年滋賀県規則第21号。以下「富栄養化防止条例施行規則」という。）別表第2の2に掲げる排水基準が適用されている場合にあつては、新設の欄に掲げる排水基準を適用する。
 - (1) 基準日において汚水発生施設である施設（第3号に該当するものを除く。） 基準日
 - (2) 基準日後に汚水発生施設となった施設（第3号に該当するものを除く。） 汚水発生施設となった日
 - (3) 基準日（基準日後に汚水発生施設となった施設にあつては、汚水発生施設となった日）において、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和54年滋賀県条例第37号）第2条第3項に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）である施設 指定施設となった日
- 2 新設の欄に掲げる排水基準は、前項各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日後においてその施設を設置する者の当該施設を設置する特定工場等に係る排水について適用する。ただし、当該特定工場等に係る排水について、当該各号に定める日前に既設の欄に掲げる排水基準または富栄養化防止条例施行規則別表第2の1に掲げる排水基準が適用されている場合にあつては、既設の欄に掲げる排水基準を適用する。
- 3 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上である特定工場等について適用する。
- 4 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあつては、日間平均値とする。
- 5 湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第2号に規定する施設のみを設置する特定工場等から排出される排水については、この表のし尿浄化槽に係る既設の欄に掲げる窒素含有量の許容限度「20」とあるのは「60」と、既設の欄に掲げる燐含有量の許容限度「5」とあるのは「8」と、新設の欄に掲げる窒素含有量の許容限度「20」とあるのは「40」とそれぞれ読み替えて適用する。
- 6 製造業に係る汚水発生施設を設置する特定工場等でその他の業種等に係る汚水発生施設を設置するものの排水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- 7 この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する特定工場等に係る排水については、そ

これらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

- 8 この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する特定工場等に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

付表

項目	測定方法
カドミウムおよびその化合物	規格 K0102 の 55 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 55・1 に定める方法にあっては規格 K0102 の 55 備考 1 に定める操作を行うものとする。)
シアン化合物	規格 K0102 の 38・1・2 および 38・2 に定める方法または規格 K0102 の 38・1・2 および 38・3 に定める方法
有機燐化合物	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)付表1に掲げる方法またはパラチオン、メチルパラチオンもしくはEPNにあっては規格K0102の31・1に定める方法(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンにあっては付表2に掲げる方法
鉛およびその化合物	規格 K0102 の 54 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 54・1 に定める方法にあっては規格 K0102 の 54 備考 1 に定める操作を、規格 K0102 の 54・3 に定める方法にあっては規格 K0102 の 54 備考 3 に定める操作を行うものとする。)
六価クロム化合物	規格 K0102 の 65・2・1 に定める方法(着色している試料または六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格 K0102 の 65 備考 15 の b)(第 1 段を除く。))および規格 K0102 の 65・1 に定める方法)
砒素およびその化合物	規格 K0102 の 61 に定める方法
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「告示」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀化合物	告示付表 2 に掲げる方法および告示付表 3 に掲げる方法
トリクロロエチレン	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2、5・4・1 または 5・5 に定める方法
テトラクロロエチレン	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2、5・4・1 または 5・5 に定める方法
ジクロロメタン	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2 または 5・4・1 に定める方法
四塩化炭素	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2、5・4・1 または 5・5 に定める方法
1,2 ジクロロエタン	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2 または 5・4・1 に定める方法
1,1 ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2 または 5・4・1 に定める方法
シス 1,2 ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2 または 5・4・1 に定める方法
1,1,1 トリクロロエタン	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2、5・4・1 または 5・5 に定める方法
1,1,2 トリクロロエタン	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2、5・4・1 または 5・5 に定める方法
1,3 ジクロロプロペン	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2 または 5・4・1 に定める方法
チウラム	告示付表 4 に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても 100 ミリリットルとする。)
シマジン	告示付表 5 の第 1 または第 2 に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても 100 ミリリットルとする。)
チオベンカルブ	告示付表 5 の第 1 または第 2 に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても 100 ミリリットルとする。)
ベンゼン	規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・2 または 5・4・2 に定める方法
セレンおよびその化合物	規格 K0102 の 67 に定める方法
ほう素およびその化合物	規格 K0102 の 47 に定める方法または告示付表 7 に掲げる方法
弗素およびその化合物	規格 K0102 の 34 に定める方法または規格 K0102 の 34・1c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法および告示付表 6 に掲げる方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	アンモニアまたはアンモニウム化合物にあっては規格 K0102 の 42・2、42・3 または 42・5 に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物

	<p>にあつては規格 K0102 の 43・1 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格 K0102 の 43・2・5 に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物および硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格 K0102 の 43・2・1(C)12)および C)13)の式中「$-C \times 1.348$」を除く。)または 43・2・3(C)7)および C)8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオンおよび硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数 0.2259 を乗じて亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)</p>
水素イオン濃度	規格 K0102 の 12・1 に定める方法
生物化学的酸素要求量	規格 K0102 の 21 に定める方法
化学的酸素要求量	規格 K0102 の 17 に定める方法
浮遊物質	告示付表 8 に掲げる方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表 4 に掲げる方法
フェノール類含有量	規格 K0102 の 28・1 に定める方法
銅含有量	規格 K0102 の 52・2、52・3、52・4 または 52・5 に定める方法
亜鉛含有量	規格 K0102 の 53 に定める方法
溶解性鉄含有量	規格 K0102 の 57・2、57・3 または 57・4 に定める方法
溶解性マンガン含有量	規格 K0102 の 56・2、56・3、56・4 または 56・5 に定める方法
クロム含有量	規格 K0102 の 65・1 に定める方法
大腸菌群数	下水の水質の検定方法に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)に規定する方法
アンチモン含有量	規格 K0102 の 62 に定める方法
窒素含有量	規格 K0102 の 45・1 または 45・2 に定める方法
燐含有量	規格 K0102 の 46・3 に定める方法または告示第 59 号付表 9 に掲げる方法
排水量	規格 K0102 の 4 に定める方法